

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日A所在のB会社に雇用され、建物の解体作業等に従事していたところ、平成〇年〇月〇日、停車中のダンプトラックの荷台から降りる際に、転倒して負傷した（以下「本件負傷」という。）。

請求人は、同日、C病院に受診し、「右膝外側側副靭帯損傷」と診断され、その後、複数の医療機関において療養の結果、平成〇年〇月〇日に治癒（症状固定）した。

請求人は、治癒後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第12級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人及び再審査請求代理人（請求人と再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、障害等級第12級とした判断は誤りであり、第11級以上の障害等級が認められるべきものである旨主張するので、以下、検討する。

(1) D医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書に、傷病名「右膝滑膜ひだ損傷、右下腿三頭筋損傷」（以下「本件傷病」という。）、障害の状態の詳細として「膝蓋大腿関節の痛みが続いている。右下腿三頭筋の痛みはリハビリを行って改善した。その他、右膝全体の自発痛は続いている。」と記載している。

次に、E医師は、平成〇年〇月〇日付け障害の程度に、要旨「（他覚的所見）現在も右膝痛、右下肢痛あり、歩行時杖を要する状態、（局医員意見）右膝の機能に障害を残すもの」と記載しており、同日作成された「関節運動測定表」の測定結果については、右膝（患側）の可動域範囲は105°、健側である左膝の可動域範囲は150°であり、右膝の可動域は左膝の可動域の3/4以下に制限されていると記載している。

当審査会としては、E医師の測定の方法及びその結果は妥当であると思料することから、請求人の残存障害は「右膝の機能に障害を残すもの」に該当すると判断する。

なお、受傷部位に神経症状を残しているが、機能障害に通常派生する関係にあることから、上位等級である機能障害に含まれるものである。

(2) 請求人らは、平成〇年〇月〇日付け障害の状態に関する申立書並びに診断書等を提出しているので、記載されている傷病名について検討するに、そのうち

右下肢に関連する傷病に関する残存障害として評価すべきものは、同一の部位の傷病である本件傷病の障害として評価されていることから、それらの業務起因性の有無は、右膝の機能障害の程度を左右しない。

次に、請求人らは、右下肢以外の部位の傷病である腰部脊柱管狭窄症、坐骨神経痛、椎間板ヘルニア、頸椎症について、本件負傷との因果関係が認められるべきである旨主張するが、本件傷病にかかる療養行為に起因して発症したと信じるに足る証拠は示されていない。また、これらの傷病の発症については、一般的に加齢による椎間板等の変性が主たる要因とされていることから、D医師作成の平成〇年〇月〇日付け診断書及びF医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書の見解は、医学経験則上、妥当なものと認められる。

したがって、当審査会としては、請求人らの主張を認めることはできない。

- 3 以上のとおりであるから、請求人に残存する障害は障害等級第12級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。